一般財団法人鳥取県交通安全協会定款

第1章 総 則

(名 称)

- 第1条 この法人は、一般財団法人鳥取県交通安全協会(以下「本協会」という。)という。 (事務所)
- 第2条 本協会は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。
- 2 本協会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。
- 3 前項の従たる事務所に関する事項は、地区協会細則として別に定める。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は、交通の安全と円滑を促進し、もって交通秩序の確立に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 交通安全活動推進センターに関する事業
 - (2) 交通安全功労者及び優良運転者等の表彰
 - (3) 交通安全用品等の普及
 - (4) 公安委員会等からの委託等に関する事業
 - (5) 鳥取県収入証紙の売りさばき事業
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、鳥取県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

- 第5条 本協会の資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 財産目録中、基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産として寄付された財産
 - (3) 理事会で基本財産とすることを議決した財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理及び運用)

第6条 本協会の財産の管理及び運用は、本協会の目的を達成するため、本協会会長(以下「会長」という。)が適正に維持管理するものとし、その方法は理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託銀行に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 会長は、基本財産の適正な維持管理に努めるとともに、やむを得ない理由によりその一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供する場合には、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(長期借入金)

- 第8条 本協会が、資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現員数の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 2 前項の規定は、本協会が重要な財産の処分又は譲り受ける場合に準用する。 (経費の支弁)
- 第9条 本協会の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計の原則)

第11条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う ものとする。

(事業計画及び収支予算)

第12条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、会長が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事会の決議を経た上で評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

- 第13条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定 時 評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号 の書類 については承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置かなければならない。

(定数)

第14条 本協会に3人以上15人以内の評議員を置く。

(選仟及び解仟)

- 第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員は役員を兼ねることができない。
- 3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数 の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員とその婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
 - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一 にするもの
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

- 口 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の 定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員で ある者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、 総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人

(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法をいう。)

人

(任期)

- 第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した 評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員が任期の満了又は辞任で退任することにより、第14条に定める評議員の員数 が欠けた場合には、当該評議員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任 された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第17条 評議員の報酬は無報酬とする。ただし、職務を行うために必要な費用を役員に準じて支払うことができる。

第5章 評議員会

(構 成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

- 第19条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(開 催)

- 第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。
- 2 定時評議員会は、毎事業年度の終了前及び終了後の一定の時期に開催し、臨時評議員会は必要に応じて開催する。

(招集)

- 第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が 招集する。
- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求があったときは、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

- 第22条 会長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して会議の日時、場 所、 目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(定足数)

- 第23条 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ開催することができな い。 (決 議)
- 第24条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 前項の場合において、議長は評議員として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は決議について特別の利害関係を有する評議 員 を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第29条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議長)

第25条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(評議員会の決議等の省略)

- 第26条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案 につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書 面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議 員会の決議があったものとみなす。
- 2 理事が評議員の全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当 該 事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電 磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があった ものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事並びに評議員の中から選任された議事録署名人は、これに記名押印する。

(評議員会運営規則)

第28条 評議員会の運営に関し必要事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、 評議員会において定める評議員会運営規則による。

第6章 役 員

(役員の設置)

- 第29条 本協会に次の役員を置く。
 - (1) 理事 3人以上15人以内とする。
 - (2) 監事 2人以内とする。
- 2 理事のうち1人を会長とし、3人以内を副会長、1人を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第 1 項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

- 第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を 執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執 行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長の命を受けて業務を掌理する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の 執 行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

- 第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでと す

る。

4 理事又は監事が任期の満了又は辞任で退任することにより、第29条第1項に定め る 定数に足りなくなるときは、当該理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任 した後 も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義 務を有する。 (役員の解任)

第34条 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 (役員の報酬等)

第35条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議 員会において別に定める総額の範囲内で報酬等の額及び支給の基準に従って算定した額を、 報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する経費の支払をすることができる。 (役員の損害賠償責任の免除)

第36条 本協会は、法人法第198条において準用する法人法第115条第1項の規 定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令に規定する額 を限度として理事会の決議により免除することができる。

2 本協会は、法人法第198条において準用する法人法第115条第1項の規定により、 外部理事又は外部監事との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約 を締結 することができる。

なお、責任の限度額は、法人法第198条において準用する法人法第113条第1 項 の規定による最低責任限度額とする。

(顧 問)

- 第37条 本協会に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験者の中から理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応ずるほか、協会の運営に関して意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 評議員会の終結のときまでとし、無報酬とする。ただし、職務を行うために必要な費 用を役員に準じて支払をすることができる。

(参与)

第38条 本協会に、参与を置くことができる。

- 2 参与は、交通に関する学識経験者の中から理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 参与は、本協会の運営に関して意見を述べることができる。
- 4 参与の任期は、前条第4項の規定を準用する。この場合において、この規定中「顧 問」 とあるのは「参与」と読み替えるものとする。

(構 成)

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第40条 理事会は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 本協会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び副会長並びに専務理事の選定及び解職

(開催)

- 第41条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。
- 2 定時理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかの場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事から会議の目的たる事項を示して、会長に対して請求があったとき
 - (3) 監事から会議の目的たる事項を示して、会長に対して請求があったとき (招集)
- 第42条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第3号の請求を受けたときは、遅滞なく理事会を招集しなければならない。

(招集の通知)

- 第43条 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書 面をもって、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発し なければならない。
- 2 前項にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議 長)

第44条 理事会の議長は、会長とする。ただし、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、副会長がこれに当たる。

(定足数)

第45条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第46条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は理事として議決に加わることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する法人法第96条の 要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、当該理事会に出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(常任理事会)

- 第48条 本協会に任意の機関として常任理事会を置く。
- 2 常任理事会は、会長、副会長及び専務理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、会長が随時招集する。
- 4 常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は事故あるときは、副会長がこれに当たる。
- 5 常任理事会は、理事会に付議すべき事項等について審議し、理事会に意見を表明す る。 (理事会運営規則)
- 第49条 理事会の運営に関し必事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会に おいて定める理事会運営規則による。

第8章 事務局

(事務局)

- 第50条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長等重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。

第9章 地区協会

(地区協会の職務)

- 第51条 地区協会に地区会長を置く。
- 2 地区会長は、理事会で定めるところにより、地区協会において選任する。
- 3 地区会長は地区交通安全協会の業務を統括する。ただし、業務遂行に当たっては会 長の指揮監督を受ける。

(地区協会事務局)

- 第52条 地区協会に、その事務を処理するため地区協会事務局(以下「地区事務局」という。)を置く。
- 2 地区事務局に、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 地区協会の職員は、会長が任免する。

第10章 会員

(会 員)

第53条 本協会に会員を置くことができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第54条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経なけなければ変更することができない。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第15条についても適用する。

(解 散)

第55条 本協会は、基本財産の滅失による本協会の目的である事業の成功の不能その他法令に定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配の制限)

第56条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第57条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、 鳥取県において発行する新日本海新聞に掲載する方法による。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公 益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下 「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第 1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立登記を行ったときは、これらの登 記を行った日が4月1日である場合を除き、第10条の規定にかかわらず、解散の登 記の日の前日を当該日の属する事業年度(以下「旧事業年度」という。)の末日とし、 設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始の日とする。

- 3 本協会の最初の代表理事は山下慶久、業務執行理事は坂口博、監事は中村芳晴、大 江哲昭とする。
- 4 本協会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

霜田稔 田中道春 山根庸道 青木邦男 奥谷正則 細田正人 橋本典之